

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定、令和4年6月7日改定）＜抜粋＞

独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策

令和3年度（2021年度）からは、主務大臣が独立行政法人に対して独立行政法人通則法¹¹²に基づく目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

具体的には、総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」¹¹³を改定する。各主務大臣は、情報システム整備方針を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度（2022年度）中に速やかに変更する。ただし、令和3年度（2021年度）が目標期間の最後の事業年度に当たる独立行政法人（行政執行法人を含む。）については、情報システム整備方針を踏まえて次期目標を策定する。

上述の目標の策定又は変更の場合を含め、今後、各主務大臣は、目標の策定又は変更（情報システムに係る変更の場合に限る。）に当たっては、あらかじめデジタル庁に目標案について協議するものとする。中期目標管理法及び国立研究開発法人については、各主務大臣は、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴く前にデジタル庁に目標案について協議するものとする。情報システム整備方針を踏まえて策定又は変更した目標の取組について評価を実施する令和5年度（2023年度）以降は、各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに係る意見を述べるものとする。

また、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討する。

なお、独立行政法人の情報システムのうち、緊急的な整備が必要なもの、重要なシステムの整備に当たっては、必要に応じてデジタル庁が技術的助言等の支援を実施する。

¹¹² 平成11年法律第103号

¹¹³ いずれも平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定。

デジタル社会の実現に向けた重点計画

< 工程表 >

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(1) 国の情報システムの刷新 独立行政法人の情報システム	デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定	各主務大臣は、デジタル庁と協議の上、情報システム整備方針を踏まえた目標の策定・変更を実施 全体の状況を把握するため、棚卸しを実施	各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる		
			棚卸し結果を踏まえ、更なる措置の実施 また棚卸し結果を基により詳細な調査の実施を検討		
(2) 地方の情報システムの刷新 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 標準化基準における共通事項の策定等 制度所管府省庁による標準化基準の策定 統一・標準化を進めるための支援	ガバメントクラウド提供				
	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大				
	標準準拠システムへの移行 () (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用) 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。				
	仕様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)	標準準拠システム開発 (ガバメントクラウド上でのサービス提供前提)			